

高齢者等の見守りと支援に関する協定書

大台町(以下「甲」という。)と有限会社岡村(以下「乙」という。)とは、高齢者等の見守りと支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が、業務上の連携を図り、大台町内に居住する高齢者等の見守り活動(以下「取組」という。)について、甲乙が相互に協力することにより、高齢者等が住み慣れた地域で自立した暮らしを安心して続けられるまちづくりを目指すことを目的とする。

(実施地域)

第2条 この協定による取組を実施する地域は、大台町内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

(甲の取組内容)

第3条 甲は、町民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、乙が行う取組に対して助言等必要な支援を行う。

(乙の取組内容)

第4条 乙は、この取組を実施するに当たり、業務の範囲において地域における見守り活動に協力する。

2 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知するとともに、誠実かつ円滑に取組を実施するものとする。

(異変察知時の連携)

第5条 乙は、取組を実施する中で高齢者等について何らかの異変を察知した場合は、速やかに甲又は関係機関に連絡・通報するものとし、甲は、乙から連絡等を受けたときは、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

(経費負担)

第6条 乙が実施する取組及び第4条及び第5条に定める乙の取組にかかる必要な経費は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、取組の実施上知り得た情報について、本協定の有効期間終了後においても、関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(協議)

第8条 社会情勢の変遷等により、この協定の内容に疑義が生じた場合又は、この協定に定めがない事項について、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了日から起算して1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月20日

甲 三重県多気郡大台町佐原 750 番地
大台町
町 長

大森正信 

乙 三重県松阪市山室町 2264 番地 11
有限会社岡村
代表取締役

西口鉄也 